3　農林水産大臣は、前二項の規定にかかわらず、令第五十六条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく樹木採取権等の変更の登録又は信託の抹消の登録をするときは、権利部の相当区に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

（信託目録）

第六十九条　農林水産大臣は、信託の登録をするときは、令第四十八条第一項各号に掲げる登録事項を記録した信託目録を作成し、当該目録に目録番号を付した上、当該信託の登録の末尾に信託目録の目録番号を記録しなければならない。

2　農林水産大臣は、信託の変更の登録をするときは、信託目録の記録を変更しなければならない。

第四款　仮登録

（令第五十七条第一号の仮登録の要件）

第七十条　令第五十七条第一号に規定する農林水産省令で定めるものは、登録済証又は第三者の許可、同意若しくは承諾を証する書面とする。

（仮登録及び本登録の方法）

第七十一条　農林水産大臣は、権利部の相当区に仮登録をしたときは、その次に当該仮登録の順位番号と同一の順位番号により本登録をすることができる余白を設けなければならない。

2　農林水産大臣は、仮登録に基づいて本登録をするときは、当該仮登録の順位番号と同一の順位番号を用いてしなければならない。

3　前二項の規定は、保全仮登録について準用する。

（樹木採取権に関する仮登録に基づく本登録）

第七十二条　農林水産大臣は、令第六十一条第二項の規定により同条第一項の第三者の権利に関する登録の抹消をするときは、権利部の相当区に、本登録により第三者の権利を抹消する旨、登録の年月日及び当該権利に関する登録を抹消する記号を記録しなければならない。

第五節　雑則

（申請人以外の者に対する通知）

第七十三条　農林水産大臣は、民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わってする申請に基づく登録を完了した場合には、当該他人に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

2　前項の規定による通知は、同項の規定により通知を受けるべき者が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

（処分の制限の登録における通知）

第七十四条　農林水産大臣は、設定の登録がされていない樹木採取権について嘱託による樹木採取権の処分の制限の登録をしたときは、当該樹木採取権に係る樹木採取権者に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

2　前項の通知は、当該登録に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　樹木採取区の所在地及び面積並びに樹木採取権番号

二　登録の目的

三　登録原因及びその日付

四　登録名義人の氏名又は名称及び住所

（職権による登録の抹消における通知）

第七十五条　令第三十三条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。

一　抹消する登録に係る次に掲げる事項

イ　樹木採取区の所在地及び面積並びに樹木採取権番号

ロ　登録の目的

ハ　申請の受付の年月日及び受付番号

ニ　登録原因及びその日付

ホ　申請人の氏名又は名称及び住所

二　抹消する理由

2　前項の通知は、抹消する登録が民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わってする申請に基づくものであるときは、代位者に対してもしなければならない。

（各種の通知の方法）

第七十六条　令第三十条各項、第三十三条第一項及び第三項並びにこの省令第七十三条から前条までの通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

（登録の嘱託）

第七十七条　この省令（第一条第二号を除く。）に規定する登録の申請に関する令の規定には当該規定を令第十二条第二項において準用する場合を含むものとし、この省令中「申請」、「申請人」及び「申請書」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託書を含むものとする。

第四章　登録事項の証明等

（登録事項証明書の交付の請求書等）

第七十八条　令第六十六条第二項の農林水産省令で定める図面は、樹木採取区図とする。

2　登録事項証明書又は樹木採取区図の全部又は一部の写しの交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする書面（以下この章において「請求書」という。）を提出しなければならない。登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一　請求人の氏名又は名称

二　樹木採取区の所在地及び面積又は樹木採取権番号

三　交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数

四　登録事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第八十条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登録事項証明書の区分

五　登録事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨

六　樹木採取区図の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

七　送付の方法により登録事項証明書又は樹木採取区図の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

3　令第六十六条第三項の規定により樹木採取区図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

一　請求人の住所

二　請求人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　令第六十六条第三項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分

4　前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。

5　第三項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。

6　第三項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。

（登録事項証明書等の交付の請求の方法等）

第七十九条　前条第二項の交付の請求又は同項若しくは同条第三項の閲覧の請求は、請求書を農林水産大臣に提出する方法によりしなければならない。